

(目的)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広告を掲載することができる対象(以下「広告媒体」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報かつらぎ
- (2) 葛城市ホームページ
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
 - (3) 人権を侵害し、又は名誉を毀損するおそれのあるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るもの
 - (5) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- 2 市長は、前項各号に該当しない広告であっても、広告媒体への掲載が適当でないと認めるときは、これを掲載しないことができる。

(広告媒体の規格等)

第4条 広告媒体における広告の規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等は、市長が別に定める。

(広告掲載審査委員会)

第5条 広告媒体への広告の掲載について審査するため、葛城市広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員長は企画部長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、秘書広報課長、企画政策課長、DX推進室長、総務課長、生活安全課長、人権政策課長をもって充てる。
- 4 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の所属長を臨時の委員として加えることができるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに招集する。ただし、委員長が、委員会の審査に付すべき事案につき、委員会の会議を招集する暇がないと認めるとき、又は委員会の会議に付する必要があると認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告掲載等を行うそれぞれの広告媒体を所管する所属長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

(広告代理店への業務委託)

第8条 市長は、広告の募集等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第108号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第88号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第160号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和7年告示第55号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。